

令和元年度 第5回月形町地域拠点施設整備等審議会次第

日 時 令和元年11月29日(金)  
午後4時30分～  
会 場 月形町役場大会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 地域拠点施設の整備方針について

(2) 道の駅の整備について

(3) 皆楽公園等周辺施設の整備方針について

4 その他

5 閉 会

## 1 地域拠点施設の整備について

### (1) 整備コンセプト

『みんなが立ち寄り集う地域の安心と賑わいの空間（拠点）』

- ・多世代の町民が気軽に『集い・憩い・交流』が生まれる場所とする。
- ・地域公共交通の結節点として、住民生活の利便性の向上を図る。
- ・町の「顔」として、月形町のPRや地域情報の発信力を高める。
- ・子供たちが安心して遊べる場所とする。
- ・災害時に対応し、安心・安全に利用できる場所とする。

### (2) 拠点施設の建設地について

地域拠点施設の建設地を月形小学校敷地とする。

- ・国道と道道の交点で施設の視認性が高い。
- ・公共交通の結節点として機能的な場所である。
- ・公共用地であることから整備に要する費用を抑制できる。

課題としては、小学校との管理区分の明確化や安全性の確保に配慮する必要がある。また、学校教育環境の整備（小中一貫校など）や道の駅の整備についても視野に入れた施設配置や機能を踏まえて計画し、整備する必要がある。

### (3) 拠点施設の機能について

新たな公共交通ネットワークの構築に伴うバスターミナルの整備とともに、町民が気軽に立ち寄り、集まりやすい地域の交流拠点施設に次のような機能を設ける。

[主要機能]

#### ○バスターミナル機能

- ・バス発着場
- ・待合所
- ・トイレ

#### ○交流機能

- ・子供の遊び場
- ・フリースペース（休憩、コミュニティ活動、学習、ワーキング）
- ・情報コーナー
- ・レンタサイクル
- ・レンタルルーム（会議、サロン活動、研修、講座、教室等）
- ・フリーW i f i
- ・飲食スペース（カフェ、物販など）
- ・トイレ（バスターミナル共有）

#### ○図書館

- ・閲覧スペース（レファレンス室含む）
- ・収蔵庫（作業スペース含む）
- ・事務室

## ○その他

- ・施設管理者用事務室（利用受付窓口も含む）
- ・書庫、物品庫
- ・駐車場、駐輪場（共有）
- ・防災・災害対策

## [建物イメージ]

- ・オープンな作り（見える部屋）
- ・平屋建て
- ・公共施設らしくない洗練されたデザイン
- ・『公共施設＝コンクリート造』の払拭

## [利用方法、ソフト事業の取り組み]

- ・各種学習塾
- ・福祉施設との連携事業
- ・スポーツ、レクリエーション事業
- ・コミュニティ活動

## [その他]

- ・バスターミナルと地域の交流施設を基本機能とするならば、本格的な商業施設を組み込む必要はない。
- ・図書館は拠点施設と別に検討してもよい。
- ・拠点施設に道の駅を整備する計画（想定）となった場合、バスターミナルとしては必要最小限の規模、機能とし、トイレ等の共有できる部分は道の駅を想定した規模にして、その他の施設を段階的に整備する。
- ・改修や増改築が比較的容易にでき、取り壊しも含め将来的に大きな負担のならないような建物とする。
- ・バスが一度に何台も滞留しないのであれば、それほど大きな施設はいらない。必要最低限の待合とトイレ、駐車場などで十分。そこからバスターミナル以外に必要な機能を加えていく。
- ・図書館は大規模なものは必要ないが、学校から遠くない場所で、子供たちも使いやすい場所が有効であるため、バスターミナルとともに整備する。
- ・施設の利用向上のための仕掛けが必要。施設を利用したくなるような取り組みをすることで、さらに町民が集い、交流が深まる。
- ・公共交通の運行状況等がスマホアプリで情報が得られるシステムづくり。また、公共施設の利用、イベント・コミュニティ活動等の情報を得ることが出来る仕組みづくりも検討する。
- ・観光案内所は、施設の一部「コーナー」で十分である。（人の配置も不要）
- ・バスターミナルはバス停、時刻表、待合スペース、トイレ等、必要最小限の機能とする。

・町特産品等の販売については人員配置などの問題や施設全体の管理方法に絡んでくるので、実施にあたっては運営面からもしっかりと検討する。

## 2 道の駅の整備について

### (1) 道の駅について

#### ■道の駅とは

長距離ドライブが増え、女性や高齢者のドライバーが増加するなかで、道路交通の円滑な「ながれ」を支えるため、一般道路にも安心して自由に立ち寄り、利用できる快適な休憩のための「たまり」空間が求められています。

また、人々の価値観の多様化により、個性的でおもしろい空間が望まれており、これら休憩施設では、沿道地域の文化、歴史、名所、特産物などの情報を活用し多様で個性豊かなサービスを提供することかできます。

さらに、これらの休憩施設が個性豊かなにぎわいのある空間となることにより、地域の核が形成され、活力ある地域づくりや道を介した地域連携が促進されるなどの効果も期待されます。

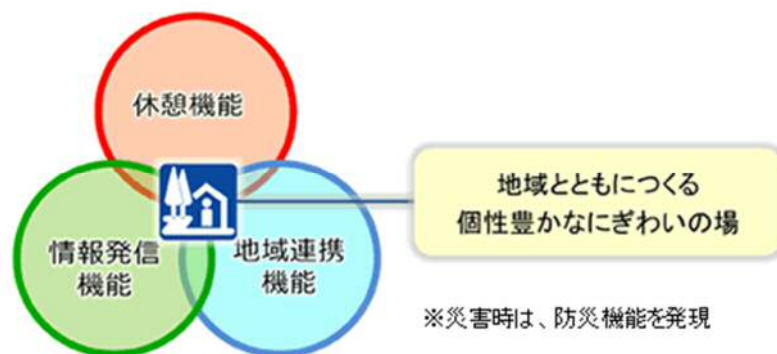
こうしたことを背景として、道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の方々のための「情報発信機能」、そして「道の駅」をきっかけに町と町とが手を結び活力ある地域づくりを共に行うための「地域の連携機能」、の3つの機能を併せ持つ休憩施設「道の駅」が誕生しました。

#### ■道の駅の機能と目的

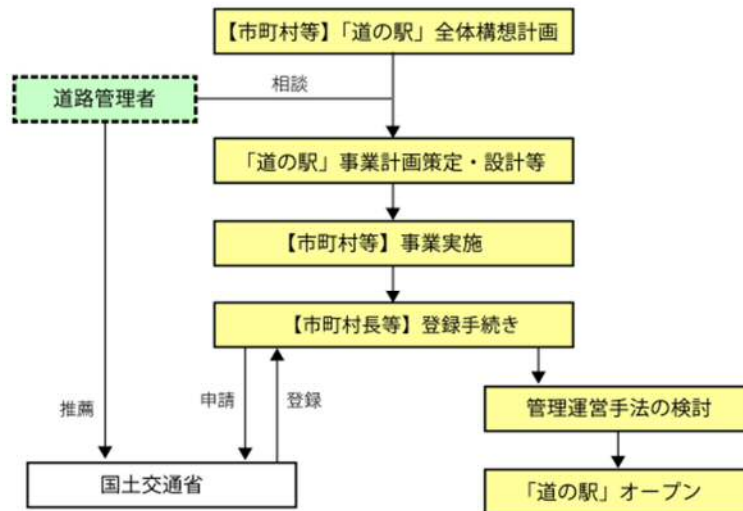
- 目的
  - ・道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供
  - ・道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供
  - ・地域の振興に寄与

#### ○基本コンセプト

休憩機能	・24時間、無料で利用できる駐車場・トイレ
情報発信機能	・道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などを提供
地域連携機能	・文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設



## ■道の駅の整備フロー



※道路管理者の簡易パーキングの計画がある場合、道路管理者が整備する簡易パーキングと一体的に整備する場合がある。(一体型)

## ■道の駅の設置者、登録方法

- ・「道の駅」は、市町村又はそれに代わり得る公的な団体が設置・登録は、市町村長からの登録申請により、国土交通省で登録
- ・整備の方法は、道路管理者と市町村長等で整備する「一体型」と市町村で全て整備を行う「単独型」の2種類

整備主体と整備内容



## ■道の駅登録要件

○休憩機能～利用者が無料で24時間利用できる

- ・十分な容量を持った駐車場
- ・清潔なトイレ（原則、洋式）
- ・子育て応援施設（ベビーコーナー等）

○情報発信機能～道路及び地域に関する情報を提供（道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報等）

○地域連携機能～文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設

○その他～施設及び施設間を結ぶ主要経路のバリアフリー化

○設置者～市町村又は市町村に代わり得る公的な団体※

※都道府県、地方公共団体が三分の一以上を出資する法人または市町村が推薦する公益法人

（国土交通省HPより）

## (2) 必要性について

道の駅は、道路利用者や来訪者に対する休息の場や情報収集と情報発信の場とすることはもちろんのこと、月形町の知名度向上と町の魅力を広くアピールする場として活用することができる。そして、新たな交流の創出や観光誘客、観光消費の拡大による地域経済の活性化につながる拠点としても期待できる。

一方、近隣の道の駅との差別化を図るとともに、特色ある施設として年間を通して安定的に運営することが重要な課題である。

なお、これまでも町議会や町民からも道の駅の整備を求める意見も多く、町民の要望も必要性の一つと云える。

## (3) 整備場所について

月形町における道の駅整備候補地については、道路利用者の休憩施設としての役割を担うことを基本に、地域コミュニティの活性化や観光振興の拠点として、その機能が十分発揮できる場所を選定する。

### [候補地1]

道路利用者が十分に休憩できる場所であるこということを重要視した場合、国道と道道が交わる月形小学校グラウンドに整備する。

ただし、地域拠点施設の整備や学校教育環境整備（小中一貫校等）を考慮し、中長期的な視点で計画的に整備する必要がある。

### [候補地2]

道路利用者の利便性や安心・安全機能の確保の他に、観光振興や地域経済の活性化を重視した場合、観光拠点となる皆楽公園エリア内に整備する。

ただし、国道275号沿いではないため視認性が低く、施設へのアクセス道路の改善と誘導を強化する必要がある。

## (3) 地域連携機能

道の駅は、道路利用者へのサービスを中心とした休憩施設として整備されてきたが、近年は農業、観光、文化、福祉、防災など、地域の個性や魅力を活かした新たなまちづくりの拠点として整備されている。

月形町においては、地域の特性や設置の目的、コンセプトを明確にした上で、住民サービスや地域の交流を重視した施設整備と町外からの観光誘客や観光消費の拡大を目的とした施設整備の両方について検討する。

### [想定される機能や設備]

バスターミナル、図書館、商業スペース、集会・会議スペース、子供の遊び場、農畜産物直売所、遊具施設、特産品販売、レストラン、カフェ、防災・災害対策機能、屋外広場など

整備にあたっては、長く利用される施設として、維持管理コストや運営体制について十分精査し、綿密な計画と戦略のもと、持続可能な施設の整備を行う。

### 3 皆楽公園等周辺施設の整備について

#### (1) 皆楽公園エリアの現状と分析

皆楽公園内の水辺空間、自然環境や山並みの眺望を楽しむことができ、豊かな自然を感じるができる。

一方、皆楽公園エリアには様々な施設が集積しているものの、施設のデザインや外観は統一性に欠け、施設の機能や能力を十分に発揮できていない。

主要施設である、温泉や宿泊施設等の周辺がアスファルト舗装の駐車場に囲まれ、施設内部と外部が遮断されている印象があり、来訪者には皆楽公園の魅力が伝わりにくい状況である。

国道275号からの皆楽公園エリアへの入り口の視認性が低く、皆楽公園へ続くアプローチ道路には景観を阻害するような看板や未利用の建築物等があり、皆楽公園エリアへの誘導やおもてなし感に欠けている。

#### (2) ターゲット

皆楽公園等周辺に多くの町民が日常的に訪れ、豊かな「とき」を過ごすことのできる空間として整備するとともに、観光客にとっても訪れてみたいと思う場所とする必要がある。主なターゲットを町民としつつ、観光客にとっても魅力的な「とき」づくりを進め、将来的にはインバウンドも視野に入れた観光客の増加を目指す。

#### (3) 整備の方針

皆楽公園エリアを6つのゾーンに区分し、それぞれの現状や課題、町民や観光客のニーズを踏まえ、老朽化した施設の改修を中心に、皆楽公園エリア全体の再整備を行う。なお、整備については長期的な視点で行政コストの平準化も考慮し、施設の適正化を行う。

#### (4) 各施設の整備について

##### ①機能と魅力を見直した施設群ゾーン

施設群ゾーンは、多く立ち並ぶそれぞれの施設が連続性を感じ、周辺景観に馴染むように施設の色彩を統一し、落ち着いた雰囲気を感じられる空間とする。また、老朽化した施設や設備の改修、既存施設の機能を見直すことで、施設全体の機能強化と維持管理コストの縮減を図る。

##### ②高揚感を高めるエントランスゾーン

エントランスゾーン（国道275号交差点）は、皆楽公園へ訪れる方々が皆楽公園に近づくにつれ、高揚感を得ることができ、おもてなしを感じられる空間づくりを目指し、形状や色彩が統一されていないサインは撤去もしくはデザインを統一するなどして景観整備を図る。



また、アプローチ道路や花壇の改修、植栽、公園サインを新たに設置し、皆楽公園エリア入口の視認性を高める。

### ③豊かな自然を体感し楽しむキャンプゾーン

皆楽公園の大きな特徴である、石狩川の河跡湖の水辺空間や森林空間等を活かした親水エリアのキャンプ場関連施設を改修し、キャンプゾーンにおける利用者の安全と利便性の向上を図る。

### ④想像力を育むキッズパークゾーン

キッズパークゾーンでは、老朽化した遊具などの更新とともに、既存の遊具エリアを広げることで、より快適な遊び場空間を創出する。将来的な改修が必要となる大規模な新設の遊具ではなく、子どもたちが想像力を膨らませ、交流が生まれるような遊び道具の貸し出しや仮設の遊び場、自然体験遊びなどを提供する空間として整備する。

著しく劣化が見られる遊具や休憩施設については、各施設の状況に応じ、維持管理コストを圧縮することも検討しながら改修もしくは更新を行う。

### ⑤隣接する建物と連動させながら将来的に魅力付けを図るゾーン

農業体験施設「つち工房」は、農業体験エリアとして位置づけ、月形町の農産物のPRや都市と農村の交流施設として再整備する。また、未利用地は芝生広場とすることで、繁忙期に混雑している既存のキャンプゾーンと使い方をすみ分けし、デイキャンプにも対応したゾーンとして整備する。

### ⑥その他皆楽公園エリアへの来訪や滞在、再訪を促す仕組み

皆楽公園エリア全体に関するニーズに対応することで利便性を向上させ、施設全体の魅力向上を図るため、フリーWi-Fiの設置や今後更に増加することが予想される外国人旅行者に対応するための多言語対応等の整備を行う。

## (5) 皆楽公園等周辺施設の管理運営体制と経営の改善について

温泉及び宿泊施設を中心とした皆楽公園エリアの管理運営形態は、設置及び運営の主体によって「公設公営」「公設民営」「民設民営」「民設公営」が考えられる。

皆楽公園については、町の観光拠点として施設の改修（もしくは設置）を行政が行い、施設の管理運営を民間事業者が行う「公設民営」による体制とする。

老朽化した施設及び設備により、維持管理コストが増加し、施設全体の運営、経営に大きな影響を及ぼしていることから、燃料費や電気料金の削減を図るための設備の改修を図る。

また、施設改修によるサービスの向上と客単価の改善を図り、事業収益の中心となっている温泉、宿泊、レストラン等の増収益を目指す。

## 月形町地域拠点施設整備等審議会委員名簿

委嘱期間 令和元年6月27日～令和3年6月26日

委員区分	所属等	氏名
条例第3条第2項の 1号委員 ※町の区域内の公共 的団体及び関係機関 の会員又は職員	月形商工会青年部 副部長	香西 雅之
	月形商工会女性部 副部長	土井 町子
	月形町農業協同組合 専務理事	福井 誠
	月形町農業協同組合女性部 部長	中村 三賀子
	社会福祉法人 月形町社会福祉協議会 事務局主任	齋藤 貴子
	月形町老人クラブ連合会 会長	西山 雅俊
	月形観光協会 会長	廣野 和男
	月形町校長会 会長 (月形小学校 校長)	矢原 雄平
	月形町PTA連合会 (月形小学校 PTA)	刈田 廣美
	月形町赤十字奉仕団 委員長	松山 俊子
	NPO 法人 コミュニティワーク 研究実践センター 事務員	熊倉 なみ
	市北行政区 理事	高畠 康典
月形刑務所 看守部長	本多 大輔	
社会福祉法人 札親会つきがた友朋の丘	鳥潟 慎太郎	
条例第3条第2項の 2号委員 ※識見を有する者	月形町教育委員会 教育委員	岸上 希央
	北海道科学大学 工学部 建築学科 教授	谷口 尚弘
	公益社団法人 北海道観光振興機構 地域支援本部 地域観光部長	生川 幸伸
	株式会社 道銀地域総合研究所 地域戦略研究部 業務部長	北嶋 雅見
条例第3条第2項の 3号委員 ※公募による者	農業	山田 啓一
	会社員	梅木 悠太